

令和元年5月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和元年5月24日 午後1時30分	
2. 場 所	松浦市文化会館 小ホール	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊟欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	○ 12番 梶山 達男
○ 13番 田中 晴美	㊟ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 18名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男
○ 大石 裕	○ 鈴立 企一	○ 岩木 保徳
○ 立山 義典	○ 早坂 勇	○ 松永 勝也
○ 川下 實	○ 吉田 政明	○ 百枝 純治
	○ 松尾 和広	○ 紙本 政信
	○ 北川 廣海	
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 眞弓 朋治	次 長 森田 俊行	係 長 辻田 三代子
主 任 瀬尾 幸久	主 任 川村 和夫	副主任 前川 祐樹
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
11 番 益 本 徳 市	12 番 梶 山 達 男	

皆様、こんにちは。

本日は忙しい中、また、例月より早い総会にご出席いただきましてありがとうございます。

今年は早期水稻の田植え以降、まとまった雨が降っておらず、そろそろ雨が望まれるところです。来週から6月にかけては、多少雨が降る予想が出ておりますので、期待したいところです。

さて、5月16日～17日にかけて、山川会長と一緒に会長・事務局長会議に出席して参りましたので、その概要を説明させていただきます。

農業委員の重点活動の取り組みにつきましては、昨年も「ながさき農業委員会1・1・1運動」として実施させていただいたところですが、今年度の目標につきましても同じく「ながさき農業委員会1・1・1運動」～『農地利用の最適化実践活動』～として「1人、1年間で、1つ以上の事例を報告」、農業委員・農地利用最適化推進委員一人ひとりが、1年間の活動の中で、自らの活動事例を1つ以上報告（公表）できるように取り組むものとなっております。

委員一人当たりの数値目標は、昨年度と同様となっており、農地利用の集積活動につきましては、1農業委員2h a以上が目標でございます。

また、遊休農地の解消は、昨年同様1農業委員1h a以上ということですが、平成30年度の調査で、市内の耕作可能な遊休農地は3.8h aしかございませんので、今年度も、新たな遊休農地が発生しないよう集積に力を入れることと、市内全域で1haの解消できればと思っております。荒れそうだなというところがあれば、荒れてしまう前に何とか手を打っていただければと思います。そして、遊休農地のほとんどをしめる山林原野化した農地、耕作放棄地区分と言うB分類、55haあります。今月、このうちから30ヘクタールほど非農地通知により農地台帳から外す作業になります。所有者不在になっている農地しか残っていないようになってくるのではないかというのが現状です。

農業者年金に関しましては、1農業委員当たり昨年は2戸の戸別訪問をしようとしていましたが、今年度の県の目標が5戸以上となっておりますが、松浦市の現状もありますので、極力年金加入の可能性のあるところは回っていただくようお願いいたします。そして、本市の本年度の目標人員は、39歳未満1名、女性農業者1名の合計2名となっております。

そして、全国農業新聞の普及活動として、1農業委員1部の新規購読拡大をしようということで、会議の中で決定がなされております。

全国農業新聞につきましては、担当地区内で最低1人の購読者が確保できるよう、推進をよろしくお願い致します。

この「ながさき農業委員会1・1・1運動」につきましては、具体的な目標値と年間スケジュールと合わせて、それぞれの推進に当たる委員の皆様の班編成を6月の定例総会で決定するようにしておりますのでよろしくお願い致します。

また、「1人、1年間で、1つ以上の事例を報告」、農業委員・農地利用最適化推進委員一人ひとりが、1年間の活動の中で、自らの活動事例を1つ以上報告（公表）できるように取り組むことにつきましては、農業会議が、年度末に県内の農業委員会全ての活動事例を集め、夏の地区別研修の

資料の中で紹介し、優良事例集を作成するとのことでございます。今まで委員さんが他の活動が表に出ていなかったのも、今回、委員の皆様の活動の公表につながる事となりますので、大変いいことだと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、山川会長にご挨拶をしていただきまして、5月の定例会に入りたいと思います。

会 長

皆様こんにちは、本日は午前 11 時から元鷹島町長への名誉市民の称号贈呈式がございましたので、皆さまにもご紹介いたします。

さて、今年度の農業関係で、大きく予算が付いたものがあります。それは、農地利用最適化交付金でございます。今年度の予算執行に当たっては「人・農地プラン」との関連付けがされておまして、するかしないかで単価の違いが出てくるようになっております。改良区を中心に、皆様に集積をお願いするようにしていますが、農林課の方もしっかり協力をするようにして、「人・農地プラン」を基に取り組んだという実績を作っていかなければならないと考えております。特に皆様方をお願いしたいのは、これらは国の資金でございますので、きちんとした請求根拠が必要となります。根拠はと申しますと、皆様方から出された活動実績報告です。そういうことで、皆様方の活動が評価されますので、活動されたら必ず活動記録簿に記入して、それを毎月の総会の折には提出していただきますよう、年度当初にお願いしておきます。

もうひとつは、皆様にアンケート調査のお願いをしておりましたが、台帳の整理ができておらず、まだ、皆様方をお願いするところまでは行っておりません。相続等関係等を完全につかもうとしますと、市外に転出された方もいらっしゃいますので、相当な時間がかかりますけれども、100%つかむのは厳しいので、ある程度整理ができたところで、なるべく早く実施したいと考えております。皆様とお約束をしながら、なかなか実施できず申し訳なく思っておりますが、事情はそういうことですので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入っていきたいと思っております。本日の欠席委員は、山本鉄美委員でございます。推進委員は、松瀬委員、萩原委員、村田委員から欠席の連絡をいただいております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。11 番の益本委員、12 番の梶山委員のおふたりをお願いいたします。

それでは、各種報告から入らせていただきます。

事務局

各種報告に入ります。総会資料 1 ページをご覧ください。

農地移動適正化あっせん事業報告でございます。平成 31 年 2 月 4 日にあっせんの申し出があった分ですが、来週の 28 日に、中野公民館で第 1 回目のあっせん会を予定しております。あっせん委員は大久保推進委員と松田推進委員です。以上でございます。

議 長

それでは、あっせん委員さんからもあっせん状況について報告をお願いいたします。

推進委員 推進委員の松田実男です。事務局の方から説明があったとおりです。申出人と相手方が忙しく、日程調整に手間取りました。そういった中、全員が28日なら可能ということでしたので、中野地区公民館であっせん会を行うように決めました。以上です。

議長 ありがとうございます。お世話掛けますが、よろしく願いいたします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について、ご説明いたします。5件ございます。

1件目は、貸人、借人が記載のとおりです。農地の所在が御厨町小船免、地目は畑、面積845㎡です。通知年月日が平成31年4月22日、同日受付です。平成28年7月28日から令和4年12月19日までの6年5月の賃貸借契約となっておりましたが、農地中間管理機構への貸付けによる解約になります。

次は、貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が御厨町木場免の2筆で地目は田、合計面積は2,604㎡です。通知年月日が平成31年4月22日、同日受付です。平成31年1月27日から令和11年1月26日までの10年間の(親子間の)使用貸借契約となっておりましたが、農地中間管理機構への貸付けによる解約となります。

次は、貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が志佐町池成免の田13筆、畑13筆の計26筆、合計面積は23,682㎡です。通知年月日が平成31年4月22日、同日受付です。平成28年6月28日から令和18年6月27日までの20年間の使用貸借契約となっておりましたが、農地法3条(祖父から孫へ生前贈与)による解約になります。

次は、貸人、借人は、記載のとおりです。農地の所在が志佐町長野免の2筆、地目は田、合計面積は2,431㎡です。通知年月日が平成31年4月26日、同日受付です。平成25年12月20日から令和元年12月19日までの6年間の賃貸借契約となっておりましたが、農地法3条(売買)による解約になります。

次は、貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が星鹿町岳崎免、地目は畑、面積は1,047㎡です。通知年月日が令和元年5月7日、同日受付です。平成30年2月28日から令和6年6月19日までの6年4月の使用貸借契約となっておりましたが、他の方に貸すということで貸人の都合による解約になります。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出(相続)について、ご説明いたします。被相続人、相続人は記載のとおりです。農地の所在は志佐町稗木場免の2筆、地目は田、合計面積は1,556㎡です。被相続人は昭和59年に既に死亡されており、平成30年12月19日に相続登記が完了したということで、相続人から令和元年5月10日に届出がされたものです。

(申請事件の処理状況以下、表の読み上げ)

< 申請事件の処理状況 >

平成31年4月分

条項	譲渡人(貸人) 氏名	譲受人(借人) 氏名	転用目的	申請面積	処理状況
5	譲渡人(貸人) 氏名	譲受人(借人) 氏名	発電用施設用地	4,941 m ²	H31.4.25 保留
	譲渡人(貸人) 氏名	譲受人(借人) 氏名	駐車場用地	212 m ²	R1.5.17 許可
	譲渡人(貸人) 氏名	譲受人(借人) 氏名	資材置場	1,351 m ²	R1.5.17 許可

< 提案事件の集計表 >

農地法関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第3条	経営規模拡大	2	2,976 m ²	3,726 m ²	6,702 m ²
	祖父から孫への生前贈与	1	13,921 m ²	9,034 m ²	22,955 m ²
計		3	16,897 m ²	12,760 m ²	29,657 m ²

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第5条	小型風力発電	5	416 m ²	2,662 m ²	3,078 m ²
計		5	416 m ²	2,662 m ²	3,078 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面		積
			田	畑	計
所有権移転		2	5,892 m ²		5,892 m ²
利用権設定		114	239,337 m ²	31,909 m ²	271,246 m ²
	賃借権	100	220,490 m ²	26,765 m ²	247,255 m ²
	使用貸借	14	18,847 m ²	5,144 m ²	23,991 m ²
計		116	245,229 m ²	31,909 m ²	277,138 m ²

意見書関係

申請事由	件数	面積		
		田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について	2	7,900 m ²	10,665 m ²	18,565 m ²
時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について	1		201 m ²	201 m ²
計	3	7,900 m ²	10,866 m ²	18,766 m ²

承認関係

内容	筆数	面積		
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	564	195,262 m ²	153,185 m ²	348,447 m ²

議長 各種報告が終わりました。これらの中で、皆様方からご質疑等ございませんか。

推進委員 推進委員の早坂です。志佐町池成免の件ですが、合意解約で 23,682 平方メートル、3 条の申請では 22,955 平方メートルとなっており、面積が変わっていますが、どういったことでしょうか。

事務局 契約は、納税猶予を受けられたときの面積で行っております。その後国土調査が行われ 1 筆だけ現在地が掌握できなかったためにその分を除いております。3 条の申請は、存在しないものは上げられませんので、このような形になっております。

議長 また、議案の審議の時に詳しく説明いたします。
ほかにございませんか。無いようでしたら、付議事項に入りたいと思います。
議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題とします。

事務局 議案第 20 号事件番号 1 番の農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
当該案件は、前回 4 月 24 日の総会時に提案させて頂いた案件でございますが、4 月の現地確認の折の排水対策について、改善及び凶面等の修正がありまして、継続審議、保留となっておりますが、今のところ、排水対策についての対応が終わっていないこともあり、昨日 5 月 23 日付けで取り下げられたことをご報告致します。

議長 議案第 20 号は、昨日取り下げられたということでございます。
次に、議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請

についてでございます。

事務局

議案第 26 号農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

5 ページをお開き下さい。事件番号 1 番から説明いたします。申請事由は、譲渡人から譲受人への売買による経営規模拡大を行うためのものです。譲渡する農地は、御厨町高野免、地目：畑、227 m²であります。譲受人世帯の経営状況は耕作面積が 25,082 m²、農従者は 2 名、譲受人の農業従事日数は年間 300 日となっております。今回の申請は、譲渡人が市外在住者であること、また、譲受人が耕作している農地も近傍にあり利便性的にも問題なく耕作ができること等、双方の話がまとまった土地であります。以上の状況により農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

続きまして、事件番号 2 番です。申請事由は、祖父から孫への生前贈与を行うものであります。贈与する農地は、志佐町池成免の田 13 筆 13,921 m²、畑 12 筆 9,034 m² 合計 25 筆の 22,955 m²であります。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が 22,955 m²、農従者は 3 名、譲受人の農業従事日数は年間 250 日となっております。以上の状況により農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

続きまして、事件番号 3 番です。申請事由は、譲渡人から譲受人への売買による経営規模拡大を行うためのものです。売買する農地は、志佐町長野免の田で合計 3 筆 2,976 m²であります。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が 13,054 m²、農従者は 2 名、譲受人の農業従事日数は年間 150 日となっております。以上の状況により農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

続きまして、事件番号 4 番です。申請事由は、譲渡人から譲受人への売買による経営規模拡大を行うためのものです。売買する農地は、星鹿町岳崎免の畑で、合計 4 筆 3,499 m²であります。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が 11,624 m²、農従者は 1 名、譲受人の農業従事日数は年間 250 日となっております。以上の状況により農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

農地法第 3 条の規定による許可申請は、以上 4 件であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

議案の説明が終わりました。ここで地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

先ず、事件番号 1 は私でございます。自分の農地に隣接したところを譲ってもらおうということで、問題はないと思っております。

次に事件番号 2 について、吉原委員からお願いいたします。

10 番

10 番 吉原です。事件番号 2 番についてご説明いたします。この件につきましては、譲渡人が 82 歳というご高齢であります。息子さんは県外に住んでおられ、仕事が技術職のため定年を迎えられてもまだまだ帰ってこられないような状況です。市内にお勤めのお孫さんご夫婦と一緒にいらっ

しゃいまして、農業はこの方が主になさっています。そのようなことで、生前贈与をされるということですので問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。次に、事件番号3について松永委員からお願いいたします。

15番 15番 松永です。こちらは、もともと譲受人が借りて作られていた田です。譲渡人が、今後、自分の田を作る余裕がないので譲りたいということで、価格も安くされております。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。次に、事件番号4についてお願いします。

事務局 地元委員さんは、今日お休みの松瀬委員さんですので、事務局が伺っております内容についてご説明いたします。譲受人のハウスのすぐ隣を囲むような形のもので、実は、譲渡人が譲受人にこの農地を貸したようにしてずっと譲受人が管理をされていたというお話でした。そういうことで、今後もこの土地は譲受人しか管理できないだろうということでの話し合いの結果、売買ということになったということでした。価格は少し安めですが、現況をみるとそれが妥当だろうという委員さんのお話でした。以上でございます。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからも、これらの所有権移転に関しては問題ないというご意見をいただきました。ここで皆様からの質疑をお受けしたいと思います。この件に関しまして、ご意見等はございませんか。

(質疑・意見等なし)

何もありませんね。ご意見もございませんので、原案どおり決定することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第26号は、申請どおり許可することといたします。

次に、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

7ページをお開き下さい。なお、5月20日に現地調査を行い、事件番号1番と4番については、一旦取下げていただくことになりました。理由と

いたしましては、現状は、一部事前着手や風力に必要な調査を行っていて、その後、農地へ戻っていない状況でありました。再転用申請する際は、一旦農地へ戻してから転用申請するよう指導を行っております。正式な取り下げ文書は提出されておきませんが、近日取り下げられる予定であります。従いまして事件番号2番からご説明致します。貸人、借人は記載のとおり、申請地は、星鹿町青島免、地目：畑、218㎡です。農地区分は、申請地が10ha未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第2種農地地区となります。排水計画は自然流下です。転用の目的は、風力発電施設であり、低圧電力です。現地の位置図を議案の60ページに、字図は63ページに、配置図は64ページに添付しておりますのでご覧いただきますようお願いいたします。資金計画については、金融機関による資金証明書が添付され確認しております。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

続きまして、事件番号3番についてご説明いたします。現地の位置図を議案の60ページに、字図は65ページに、配置図は66ページに添付しております。申請地は、星鹿町青島免、地目：畑、1,312㎡です。貸人、借人は、記載のとおりです。農地区分は、申請地が10ha未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第2種農地地区となります。転用の目的は、風力発電施設であり、低圧電力です。排水計画は自然流下です。資金計画については、金融機関による資金証明書が添付され確認しております。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

続きまして、事件番号5番です。現地の位置図を議案の60ページに、字図は69ページに、配置図は70ページに添付しております。申請地は、星鹿町青島免、地目：畑、310㎡です。貸人、借人は、記載のとおりです。農地区分は、申請地が10ha未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第2種農地地区となります。転用の目的は、風力発電施設であり、低圧電力です。排水計画は自然流下です。資金計画については、金融機関による資金証明書が添付され確認しております。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。発電施設の形状につきましては同じ形状のものとなっておりますので、まとめた形で71ページに立面図として載せております。

以上により、農地法第5条の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします

議長

議案の説明が終わりました。事務局の説明のとおり、事件番号1番と4番については、一旦取下げとなっておりますので、事件番号2、3、5につきまして地元委員並びに現地確認に行かれた委員さんにご意見をお伺いしたいと思います。

先ず事件番号2、3、5について、地元委員が今日は欠席ですので、事務局からの説明をお願いします。

事務局

事件番号2、3、5とも議案60ページの図面にあるように、同じ島内で現在ほとんど耕作されていないような状況でした。場所は、民家からある

程度離れております。発電施設につきましては、風力の設備のメンテナンスの際に羽根をはずして作業をしなければならないので、ある程度の面積が必要になってきます。特に問題はないのではないかとというふうに、松瀬委員から伺っております。以上でございます。

議 長 それでは、現地確認に行かれた委員さんからも状況をお聞きしたいと思
います。

8 番 8 番 田中です。事務局からの説明のとおりで、ある程度民家からも離
れており、音もエアコンの室外機と変わらないくらいで、それほど気にな
らない感じでした。どこも平らになっており、雨水関係も大丈夫だと思い
ました。私は問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員並びに現地確認に行かれた委員さん
からは、転用したとしても農業振興上特に問題はないだろうというご発言
でございました。ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。事件
番号 2、3、5 につきまして、皆様方の方からご意見等はございませんか。

5 番 5 番 武部です。深夜等、静かな時間帯において、音がうるさいという
ようにならないかと疑問に感じました。

事務局 小型風力発電機は、青島には既に 10 基ほど建っております。その近辺
に建てたいが、地目が農地なので転用してそこに建てたいというような内
容でございました。現地確認に行った日は風が強くて、結構回っておりま
したが、田中委員がおっしゃったように、エアコンの室外機よりも低いよ
うな音でした。

議 長 大風の際は結構音がするという話を聞いたことがあるのですが、地元の
了解を取ってあれば問題はないかと思います。

10 番 10 番 吉原です。大風の時には回らないようになっているのではないで
すか。

議 長 確かに、制御装置が働いて、羽根の回転数が一定以上の風になれば止ま
るようにはなっていますが、大風の際の音は大きいということは、聞かれ
ればお知らせはしていただきたいと思います。地元の同意を得られれば問
題はないと思います。

9 番 9 番 崎田です。事件番号 1、4 についてですが、取り下げになった理由
は何だったのでしょうか。

事務局 既に原野化した農地だったようですが、整地に入られており事前着手と
判断しました。お話をしたところ、申請者の方からの申出がありまして、
農地の状態に戻してからの申請をしたいとのことでした。

議長 ほかには何かございませんか。
(意見等なし)
ご意見がないようでしたら、議案第 27 号は申請どおり決定することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 27 号は許可相当と意見を付して進達するものとしたします。

次に、議案第 28 号 農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局 9 ページをご覧ください。議案第 28 号 農地利用集積計画の決定についてでございます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和元年 5 月 27 日としております。10 ページに農用地利用集積総括表を添付しております。11 ページから 15 ページに先月報告しましたあっせん事業に係る所有権移転関係分を記載しております。16 ページから 22 ページに賃貸借権再設定分を、23 ページに賃貸借権新規分を、24 ページに使用貸借再設定分と新規設定分の各筆明細をそれぞれ添付しておりますので、担当地区の委員さんのご確認をお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。こちらは、皆様方から出していただいたものになりますので、お目通しいただき、問題がなければ決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

(意見等なし)

意見もないようでございますので、議案第 28 号は計画どおりに決定することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 28 号は計画どおりに決定することとし、公告予定日を 5 月 27 日としたします。

次に、議案第 29 号 農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。こちらは、農業委員関係分ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、関係委員は退席をお願いいたします。

(関係委員退席)

事務局 29 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規

定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和元年 5 月 27 日としております。こちらは委員さん関係分になります。30 ページに賃貸借権再設定分と使用貸借再設定の各筆明細を添付しておりますので、ご確認をお願いします。

議 長 議案第 29 号 農用地利用集積計画の決定についてということで、上程しているところでございます。関係する筆につきましては、30 ページに記載しております。関係委員は退席されておりますが、特に問題はないと思います。皆様の方で、何かお気づきの点はございませんか。

(意見等なし)

ご意見もないということで、このように決定してよろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、計画どおり決定することとし、公告予定日を 5 月 27 日といたします。

(関係委員着席)

議 長 議案第 30 号 農用地利用配分計画 (案) についてを議題といたします。

事務局 35 ページをご覧ください。議案第 30 号 農用地利用配分計画 (案) についてでございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。37 ページをご覧ください。公社が借受けた分を A 氏に貸付ける分で、10 年間の賃貸借契約になります。38 ページに A 氏の経営状況を記載しておりますので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 議案の説明が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。利用配分計画案について、何か質問等はございませんでしょうか。

(意見等なし)

ご意見もないようですので、議案どおり決定することで異議ございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは、議案第 30 号の配分計画は問題ないという意見を付して提出するものといたします。

次に、議案第 31 号 農用地利用配分計画 (案) についてを議題といたします。こちらは、農業委員関係分になります。関係委員の退席をお願い

いたします。

(関係委員退席)

事務局

36 ページをご覧ください。議案第 31 号 農用地利用配分計画 (案) についてでございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。こちらは、農業委員さん関係分になります。公社が借受けた分を農事組合法人 B に貸付ける分で、10 年間の賃貸借契約になります。43 ページから 45 ページに農事組合法人 B の経営状況を記載しておりますので、ご審議方よろしくお願ひいたします。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。利用配分計画案について、何か質問等はございませんでしょうか。

(意見等なし)

ご意見もないようですので、議案どおり決定することで異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

それでは、議案第 31 号の配分計画は問題ないという意見を付して提出するものといたします。

次に、議案第 32 号 時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてを議題とします。

事務局

議案第 32 号 時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてご説明いたします。

事件番号 1 番。登記義務者、登記権利者は、記載のとおりでございます。土地の所在は、松浦市星鹿町青島免、地目：畑 201 m²であります。法務局受付年月日及び受付番号は記載のとおりであります。登記原因につきましては、昭和 55 年の時効取得となっております。この件につきまして、5 月 20 日に地元委員の松瀬委員と現地調査を行いました。時効取得された農地は、昭和 59 年当時から使用されておられますが現在に至るまで登記未了のままとなっております。今回、時効取得により所有権移転登記が完了したものです。この土地は、20 年以上、所有の意思を持って平穏かつ公然に、占有を継続してきたものでありますので、今回の時効取得につきましては、問題ないものと思われま。

時効取得についての説明は以上であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長

議案の説明が終わりましたので、地元委員にお話をお聞きするところですが、欠席ですので、事務局から願ひします。

事務局 登記権利者が親の代から作っていたということと、相手側も了解しているということで、特に問題はないということ松瀬委員さんからお聞きしております。

議長 確認をしたところ、問題ないというご意見でございました。この件について、皆様方の方から何かご意見等はございませんでしょうか。

(意見等なし)

それでは、議案第 32 号は、問題ないということで報告をすることといたします。

次に、議案第 33 号 荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。

事務局 荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの決定についてご説明いたします。

49 ページをお開き下さい。今回は昨年の 8 月から 10 月にかけて農地パトロールにより再生困難な土地と判断したものについて所有者に文書により内容を確認し、その結果、山林・原野で間違いないと回答があった土地について、平成 31 年 3 月期総会と同様に諮っております。併せて期限までに回答がなかったものについても、非農地と決定する旨を記載しておりますので、今回、議案のほうに上げております。また、左端の番号で言いますと、1 番から 109 番までが市内在住の方で 110 番から 560 番までが市外の方でございます。今回、全体分については、スライドは用意しておりませんが、農地パトロール、または個別の現地確認及び本人への確認を済ませたうえでの提出となっておりますので、その点ご了承願います。各委員さんにおかれましては、受け持ち担当地区のご確認をお願いいたします。

また、それとは別に新たに所有者からの非農地の申し出があった土地についても併せて記載しております。議案の 59 ページ 561 番から 564 番に載せております。その新たに所有者から非農地の申し出があった分についてご説明致します。59 ページ、No.561 番、562 番です。申し出地は、志佐町稗木場免、台帳地目 田、現況地目 山林 995 m²と 561 m²です。5 月 13 日に百枝推進委員と現地確認を行いました。スライドをご覧ください。ご覧頂いているように、既に荒廃していて、破竹が生い茂っている状況で山林化しております。

次に、563 番、564 番です。申し出地は、志佐町白浜免、台帳地目：田 現況地目：原野 128 m²と台帳地目：田 現況地目：原野 380 m²の 2 筆です。スライドをご覧ください。ご覧頂いているように、既に荒廃していて原野化しております。こちらの 2 筆については、農林課の農振地域内農用地区域に指定されている区域内にありまして、農林課に確認をしたところ、農用地内であり、また、農地の集団化的なこともあり農用地から外すのは難しいという回答をいただいております。

以上、おふたりから4筆の申出がっております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長

議案の説明が終わりました。農地パトロールでの分は、皆さんと一緒に見た分なので、こちらは省きまして、申し出のあった4件について、皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。

まず、稗木場の2筆について百枝委員からお願いいたします。

推進委員

推進委員の百枝です。先ほど事務局から説明があったとおり、13日に現地に赴きました。昭和50年代ぐらいまで借人が耕作されていたことが確認できました。周りを囲った柵が残っており田だったことは分かりますが、竹が生い茂っており、また農地に行くには困難な条件でもありますので、今後、農地に戻すという可能性は認められませんでした。私としては山林化していると判断いたしました。次は、県道に面しているところですが、所有者が遠方におられてなかなか帰って来られなかったということで、このように荒れております。こちらも竹が生い茂っており、今後、農地に戻すのは困難だと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、白浜免の2件について柿山委員にお願いいたします。

3番

3番 農業委員の柿山です。5月14日に現地を確認してきました。4年前までは耕作をしていたということでございます。トラクターを持って行っても、方向変換もできない、よそとの関係で基盤整備もできないし、年もとって、もう田は作れないとのことでもございました。事務局の説明にもありましたように、農林課の農振地域内農用地区域に指定されている区域内にありますので、どのようになるかは分かりませんが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局

今、担当者と地区の農業委員さんから説明がありましたが、非農地通知に関する通達が出ていまして、その中に、「農用地内の非農地については、簡単に落とすことができない。農政部局と協議のうえ外しなさい。」というようなことがあります。申請が出た時点で農振地域内農用地区域に指定されている区域内だということが分かりましたので、農林課と協議をいたしました。外せない要因がいくつかあります。こちらは、農用地が一体的なものの真ん中に位置していることで外せませんということでした。現状を見れば非農地が妥当かなと思ったのですが、協議の結果、今のところは無理だということになりました。

10番

10番 吉原です。その辺り一帯はずっと荒れているので、できれば農振農用地から外した方がいいと思うのですが、今は外せないのでしょうか。

事務局 今では外せないということですが、ちょうど5年に一回の見直し時期なので、農業委員さんからの意見として農林課にお伝えし、県の方が認めれば外すことも可能かと思えます。

農林課が農振地域の決定・見直しをするときには、必ず審議に上がってきます。その時に農業委員会として意見を付して、農用地域の指定が妥当かどうかを農林課に回答するようになっています。農業委員会は、意見を言える形にはなりますが、議案として農林課の方から上がってこない以上は、意見を言うことはできない状態でございます。

議長 農林課が調査をして決定し、県に上げる前に農業委員会にきますので、ここは問題だということではできると思えます。ただ、今は農振地区の変更を受け付けていないということになります。しかし、意見があったということだけは、しっかり伝えたいと思えます。

今後、農林課ともしっかり話していこうと思えますが、この時点では保留とさせていただきたいと思えます。

その他については、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは、563番、564番については保留とさせていただきます、主管課とも十分協議をした上で、外すことが可能であれば次の会の時に議案として出させていただきますと思えます。

以上で、付議事項はすべて終了いたしました。

こちらの方で、お伝えすることは全て終わりましたけれども、皆様方からの、ご意見・ご要望等はございませんか。

9番 (運営委員長) 9番 崎田です。来月総会終了後、運営委員会を開催したいと思えますので、よろしく願いいたします。

議長 今、運営委員長から、来月総会終了後、運営委員会を開催したいということでございますので、関係の皆様にはよろしく願いいたします。

来月の総会は、6月27日(木)市民ホール 13時30分から予定しております。

ほかにご意見もないようでございますので、これで終了といたします。長時間お疲れさまでした。

<閉会の時刻>

16時5分